⑸　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑹　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が記４⑶①申請書提出期間までに提出されていること。

④　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２社で構成される場合にあっては30％以上、３社で構成される場合にあっては20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑺　記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出し、当該資料に記載された提案内容の評価による技術評価点と入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。

その概要を以下に示すが、提案する要件及び入札時の評価に関する具体的基準については、技術資料作成要領による。

⑵　評価項目及び評価指標　工事目的物の性能・機能に関する事項の「品質管理」、社会的要請に関する事項の「環境対策」、「安全管理」を評価項目とし、詳細は以下のとおりとする。

①　品質管理⑴

ＲＣ中空床版の拡幅における場所打ちコンクリート（プレキャスト部材の間詰め部を含む）の品質向上対策について、期待できる効果を含めて記述する。

②　品質管理⑵

小田急高架橋に対する橋脚のＲＣ巻立、梁の拡幅の品質向上対策について、期待できる効果を含めて記述する。

③　環境対策⑴

場所打ち杭の施工時における近隣住民に対する騒音・振動対策について、期待できる効果を含めて記述する。

④　環境対策⑵

ウォータージェット工法によるはつり作業時における近隣住民に対する騒音対策について、期待できる効果を含めて記述する。

⑤　安全管理

労働安全衛生マネジメントシステム等を導入し、本工事に応じた組織的かつ継続的に安全管理活動を行うための具体的な計画について記述する。

注１）労働安全衛生マネジメントシステムは、ＩＳＯ45001、ＩＬＯのＯＨＳＡＳ18001の他、ＯＨＳＡＳ18002、厚生労働省「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」や中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会などの業界が定めるガイドラインの導入とする。ただし、受注者独自の社内システムを構築している場合は、その活動も可能とする。

注２）当該工事においては、契約後に工事中事故防止対策（安全に関する新技術）を求め、工事着手前に提出を行い、審査・採否を決定することとしている。

このため、工事中事故防止対策（安全に関する新技術）である、ＩＣＴ（情報通信技術）・IoT（モノのインターネット）・ＡＩ（人工知能）等のセンシング技術・モニタリング技術を活用した工事中事故防止対策の提案は、評価対象としない。

技術提案の評価指標は下記のとおりとする。

優：技術提案が適切であり、「可」に比べ優れた工夫がみられる。

良：技術提案が適切であり、「可」に比べ工夫がみられる。

可：技術提案は適切であるが、標準案（※）と同等であるもの。

不採用：提案内容がやや不適切であり、本資料において「不採用」に該当すると記載されているもの。

減点：提案内容が不適切であり、本資料において「減点」に該当すると記載されているもの。

不適格：提案内容が著しく不適切であり、本資料において「不適格」に該当すると記載されているもの。

※標準案とは、設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準に基づいた事項をいう。

⑶　評価内容

①　技術提案の提案数　評価項目（品質管理、環境対策）は、２提案以内とし、３提案以上の場合は、不採用とする。評価項目（安全管理）は、記載内容に関係なく、その評価項目を全体として１提案として取り扱う。技術提案が１提案もない場合は、標準案での施工も認める（標準案は「可」で評価する）。

評価項目（品質管理、環境対策）の技術提案は、１施工技術を用いた内容で１提案とする。ただし、複数提案を組み合わせなければ効果を発揮できないなど、一体不可分の内容となっていると発注者が判断したものは、１提案とみなす。ただし、提案を組み合わせることにより、より効果が発揮される場合であっても、複数提案と発注者が判断したものは、優位に評価しない。

②　技術提案書の枚数及び記載様式　技術提案書の枚数は、提案数に係わらず説明図面及び写真等を含み評価項目ごとにＡ４版片面２枚以内、全体でＡ４版片面10枚以内とする。規定枚数を超えた場合、その技術提案書の内容は全て不採用とする。また、評価項目（安全管理）については、Ａ４版片面２枚以内の代わりに、Ａ３版片面１枚で提出してもよい。

技術提案書の本文について、文字サイズは10ポイント以上、１枚あたり2,000文字以内で記載するものとする。

③　技術提案における注意事項

１）技術提案は、入札価格の範囲内で無理なく実現できることが前提であり、過度なコスト負担を要する「過度な技術提案」と発注者が判断した場合には、不採用とする場合がある。本工事における「過度な技術提案」の例としては、下記の事例を想定している。

・技術提案の実施に際して第三者協議や他工事との調整が必要となる場合
・技術提案の内容について維持管理への影響が不明確もしくは発注仕様と比べて劣ると想定される場合
・工事目的物の変更や、場所打ちコンクリートからプレキャスト製品への変更など契約単価項目で支払うことが出来ない変更が伴う場合
・交通保安要員を追加配置する提案
・コンクリートの配合変更又は添加剤の追加等を伴う、材料自体を変更する提案
・土木学会基準ＪＳＣＥ－H101「プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）」を満たさない接着剤を使用する提案